

7. 教育職員免許状申請

教育職員免許法で定める教育職員免許状取得の所要資格を満たした者は、都道府県教育委員会に申請することにより、免許状を取得することができる。申請の方法は下記の2つがあるが、卒業年度末に免許状を取得するには一括申請をしなければならない。但し、一括申請は3月まで在籍している者が対象となるため、9月卒業者（秋学期に科目等履習生になる者を除く）は一括申請することはできず個人申請となる。

(1) 一括申請

本学卒業（修了）予定者で、教育職員免許状取得の所要資格を有する見込の者は、在学中に免許状の授与申請ができる。本学が東京都教育委員会に一括申請を行うことにより、卒業年度末までに免許状が交付される。

一括申請の手続を行わないと、卒業年度末までに免許状を取得することができない。

1) 一括申請ガイダンス

一括申請に必要な手続について説明し、申込書類を配付する。

日時：2009年7月6日（月）18：45～20：15
場所：3-521

2) 一括申請申込

手続期間：2009年7月8日（水）～14日（火）

時間：9：30～11：30，12：30～17：00

場所：課程センター窓口

申請審査料および手数料：1件につき3,300円（2008年度実績）

*申請件数は免許状種類・教科等によって異なる。

申込・納入方法：一括申請ガイダンスで配付される申込書に必要事項を記入のうえ、教員免許状申請料の証紙（学事センター証紙販売機にて購入）を貼付して課程センター窓口にて提出する。

①編入学生のうち、以前在籍していた大学において申請する免許状取得に必要な単位を一部修得済である学生は、その大学にて「学力に関する証明書」または「単位取得証明書」の交付を受け、課程センター窓口にて提出すること（編入時に提出している者も再度提出すること）。

②専修免許状申請者のうち、1種の免許状を既に取得している者は免許状の写（両面）を課程センター課程窓口にて提出すること。

③上記②以外の者で中学1種免許状、中学専修免許状を申請する者は、介護等体験証明書とその写し一部を提出すること。

3) 一括申請宣誓・署名・捺印

一括申請の申込を行った者は必ず宣誓・署名・捺印をしなければならない。

日時：2009年10月5日（月）17：00～18：00
場所：3-521

手続方法：宣誓書の記載事項および宣誓内容を確認し、署名・捺印（自動簡易印鑑は不可）する。

※やむを得ず上記日程で手続ができない者は、10月30日（金）までに課程センター窓口にて手続を行うこと。

4) 免許状取得者発表

免許状取得者は3月15日（月）に掲示板で発表する。

5) 免許状の交付

免許状は学位授与式当日3月26日（金）に交付する。

6) 一括申請に関する注意

①一括申請をしても、当該年度に必要な単位を修得できない、または卒業（修了）できない場合、免許状は交付されない。免許状を取得できる見込がないと判断した者は3月2日（火）までに課程センター窓口にて免許状申請の取り下げ手続を行うこと。

②卒業を延期する場合は、次年度あらためて一括申請申込をしなければならない。

(2) 個人申請

一括申請をしなかった場合、あるいは一括申請の出願要件に合わなかった者は個人申請となる。

手続方法:各自が卒業年の4月以降に居住する都道府県の教育委員会へ申請する。但し、教員として内定している者は、内定している学校の所在する都道府県の教育委員会へ3月に個人申請することができる。

*各教育委員会によって手続や提出書類が異なるので、各都道府県教育委員会免許担当部署へ問い合わせること。

<東京都教育委員会の場合>

例年2月中旬から4月中旬まで受付を停止している(都内国公立学校内定者を除く)。また、4月下旬までは例年大変混雑している。

受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝祭日を除く)